

出資団体監査

監査対象 ①公益財団法人するが企画観光局

②一般財団法人静岡市環境公社

監査期間 令和2年8月14日～令和3年1月5日

出資団体監査は、出資団体とその所管部局を対象に、設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか、経営成績及び財政状態は良好か、会計経理及び財産管理は適切かなどについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取を行いました。

監査の結果、4件の指摘を行いました。

★主な指摘事項

- ・賞与引当金の計上について（公益財団法人するが企画観光局）

令和元年度決算の賞与引当金の算定における賞与支給見込額の積算根拠を確認したところ、1人の職員の支給見込額を二重に算入したことなどにより、賞与引当金が過剰に計上されていました。

- ・引当金の計上について（一般財団法人静岡市環境公社）

退職給付引当金は、公社の経理規則により、決算において期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上するとされています。また、財務諸表に対する注記には、「期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上している。」と記載されています。しかし、令和元年度決算の退職給付引当金の算定において、退職給付引当金を計上する前の当期一般正味財産増減額のうち一定割合を退職給付引当金として計上するという公社の経理規則及び注記の記載とは異なる方法で引当計上を行っており、その結果、引当金期末残高は「期末退職給与の要支給額に相当する金額」に比べ約2,700万円少ない状態となっていました。